

1 1. 年次有給休暇等について

(1)平成16年度（又は直近の年次有給休暇付与期間）の年次有給休暇の年間付与日数及び取得日数をご記入下さい。

- ① 付与日数(当該年度に付与された日数) \_\_\_\_\_ 日  
 ② 取得日数 \_\_\_\_\_ 日

**※次の問は裁量労働制の適用を受けている方のみお答え下さい。裁量労働制の適用を受けていない方は、質問(3)へお進みください。**

(2)裁量労働制適用者だけを対象とした特別の休暇制度がある場合、その日数は年間何日ですか。また、実際に何日取得しましたか。ご記入下さい。

- ① 休暇の日数 \_\_\_\_\_ 日  
 ② 取得日数 \_\_\_\_\_ 日

(3)平成16年度の年間取得休日数（週休日、年次有給休暇、祝日（年末年始、GW、夏休み等）等を含む）をご記入下さい。

\_\_\_\_\_ 日

1 2. 健康について

(1) 直近の健康診断結果に異常がありましたか。

1	あり
2	なし

異常のあった検査項目すべてに○を付けて下さい。

1	聴力検査	7	血中糖質検査
2	胸部エックス線	8	血糖検査
3	喀痰検査	9	尿検査(糖)
4	血圧	10	尿検査(蛋白)
5	貧血検査	11	心電図検査
6	肝機能検査	12	その他( )

(2) 自覚症状はありますか。

1	ない
2	ある

健康上の不安感がありますか

1	ない
2	ないが将来不安
3	ある

症状の内容は何ですか。該当する症状の番号に全て○を付けて下さい。

- |               |                  |                |
|---------------|------------------|----------------|
| 1. 動悸・息切れ     | 2. 心臓部痛、不整脈      | 3. 歯、歯茎の痛み・出血  |
| 4. 吐き気むかつき、胃痛 | 5. 下痢、便秘、腹痛      | 6. せき、息苦しさ、呼吸難 |
| 7. のどの痛み      | 8. 目のかすみ・疲れ      | 9. めまい、耳鳴り     |
| 10. 手足の痙攣、痺れ  | 11. 肩、腕、首筋のこり・痛み | 12. 腰の痛み       |
| 13. 皮膚のかゆみ    | 14. 頻尿、残尿感       | 15. 頭痛         |



1	1	与えられている業務の裁量性が薄い
2	2	上司の指示が具体的である
3	3	担当以外の業務が命じられる
4	4	業務量が過大
5	5	業務の期限の設定が不適切
6	6	みなし時間の設定が不適切
7	7	労働時間(在社時間)が長い
8	8	休日・休暇を確保しにくい
9	9	給与が低い
10	10	能力や成果がみなし時間で評価されており、適切な評価を受けていない
11	11	人事評価が不透明
12	12	その他 具体的に( )内にご記入下さい

(3) 申し出た苦情に対して会社はどのような対応をしましたか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

専	企	
1	1	対応なし
2	2	業務の指示の方法を見直した
3	3	業務量を見直した
4	4	業務の期限を見直した
5	5	みなし時間を見直した
6	6	労働時間(在社時間)に上限を設定した
7	7	代償休日を与えた
8	8	特別休暇を与えた
9	9	年次有給休暇を取得させた
10	10	当該労働者を配置転換した
11	11	当該労働者を裁量労働制の適用から排除した
12	12	管理者を指導した
13	13	決議内容を変更した
14	14	賃金制度を変更した
15	15	人事評価方法を変更した
16	16	当該労働者と相談し納得してもらった
17	17	その他 具体的に( )内にご記入下さい

(4) 現在会社のとっている苦情処理体制や対応で十分と思いますか。1~4のいずれかに○をお付け下さい。

1	十分である
2	普通
3	やや不十分
4	不十分

具体的にどの点が不十分と考えますか。1~6のいずれかに○をお付け下さい。

1	どこの誰に相談すればよいのか明確でない
2	窓口が相談しづらい雰囲気である
3	苦情を受けた後の回答、対応が明確に示されていない
4	プライバシーが確保されないおそれがある
5	苦情申出により処遇等へ影響するおそれがある
6	その他( )

1.4. 裁量労働制適用者となった理由

同制度の適用者となることにした理由はどれですか。1～7の該当するものすべてに○をお付け下さい。そして、当初考えていたこととは期待どおりですか。○を付けた理由について1～3のいずれかに○をお付け下さい。

	裁量労働制の 適用志望理由	概ね 期待どおり	一部 期待どおり	あまり 期待どおりと なっていない
自らの能力の有効発揮に役立つと思った	1	1	2	3
仕事を効率的に進められるので労働時間を短くすることができると思った	2	1	2	3
仕事の裁量を与えられることにより仕事がやりやすくなると思った	3	1	2	3
能力や仕事の成果に応じた処遇の向上や公平な処遇が期待できると思った	4	1	2	3
部門又は職種全体が適用されることとなっているため(やむを得ず)	5	1	2	3
上司の勧めによる(やむを得ず)	6	1	2	3
その他( )	7	1	2	3

1.5. 現在の労働条件に関する満足度

裁量労働制の適用を受けていることに満足していますか。1～4のいずれかに○をお付け下さい。

1	大いに満足している
2	普通
3	一部不満がある
4	大いに不満がある

具体的にどのような点に不満がありますか。  
該当するものすべてに○をお付けください。

1	与えられている業務の裁量性が薄い
2	上司の指示が具体的である
3	担当以外の業務が命じられる
4	業務量が過大
5	業務の期限の設定が不適切
6	みなし時間の設定が不適切
7	労働時間(在社時間)が長い
8	休日・休暇を確保しにくい
9	給与が低い
10	能力や成果がみなし時間で評価されており、適切な評価を受けていない
11	人事評価が不透明

16. 対象業務について

(1) 現在の裁量労働制の対象業務の範囲についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	狭すぎる	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	広すぎる	→ 次頁質問(3)へ

(2) (1)で「1」を選択された場合

① 専門業務型裁量労働制（専門業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	「当該業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なもの」かどうかで専門性を判断すべき
2	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
3	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
4	その他( )

b. 具体的に専門業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。


② 企画業務型裁量労働制（企画業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 企画業務型裁量労働制について「1」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	対象業務について「事業の運営に関する事項について」という要件は不要である
2	対象業務について「企画・立案・調査・分析の業務」という要件は不要である
3	対象業務はいわゆる生産工程に従事する業務等一定のものを除外し、その中で業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないという要件で足りる
4	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
5	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
6	その他( )

b. 具体的に企画業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。


(3) (1)で「3」を選択された場合

対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付けください。

①専門業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	一定の資格を必要とする業務に限定すべき
4	その他( )

②企画業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	対象業務は本社・本店の業務に限定すべき
4	その他( )

17. 法的効果について

(1)現在の裁量労働制の法的効果についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

1	現行制度でよい	→ 次頁質問 18 へ
2	変更してもよい	

(2)具体的にどのような変更なら問題がないとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めてもよい
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外してもよい
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外してもよい
4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外してもよい
5	完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外してもよい
6	一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外してもよい
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外してもよい

8	その他 ( )
---	------------

18. その他、現行の裁量労働制に関して御意見・御要望等がありましたら御記入ください。


以上で終了です。ご協力ありがとうございました。